

第5章

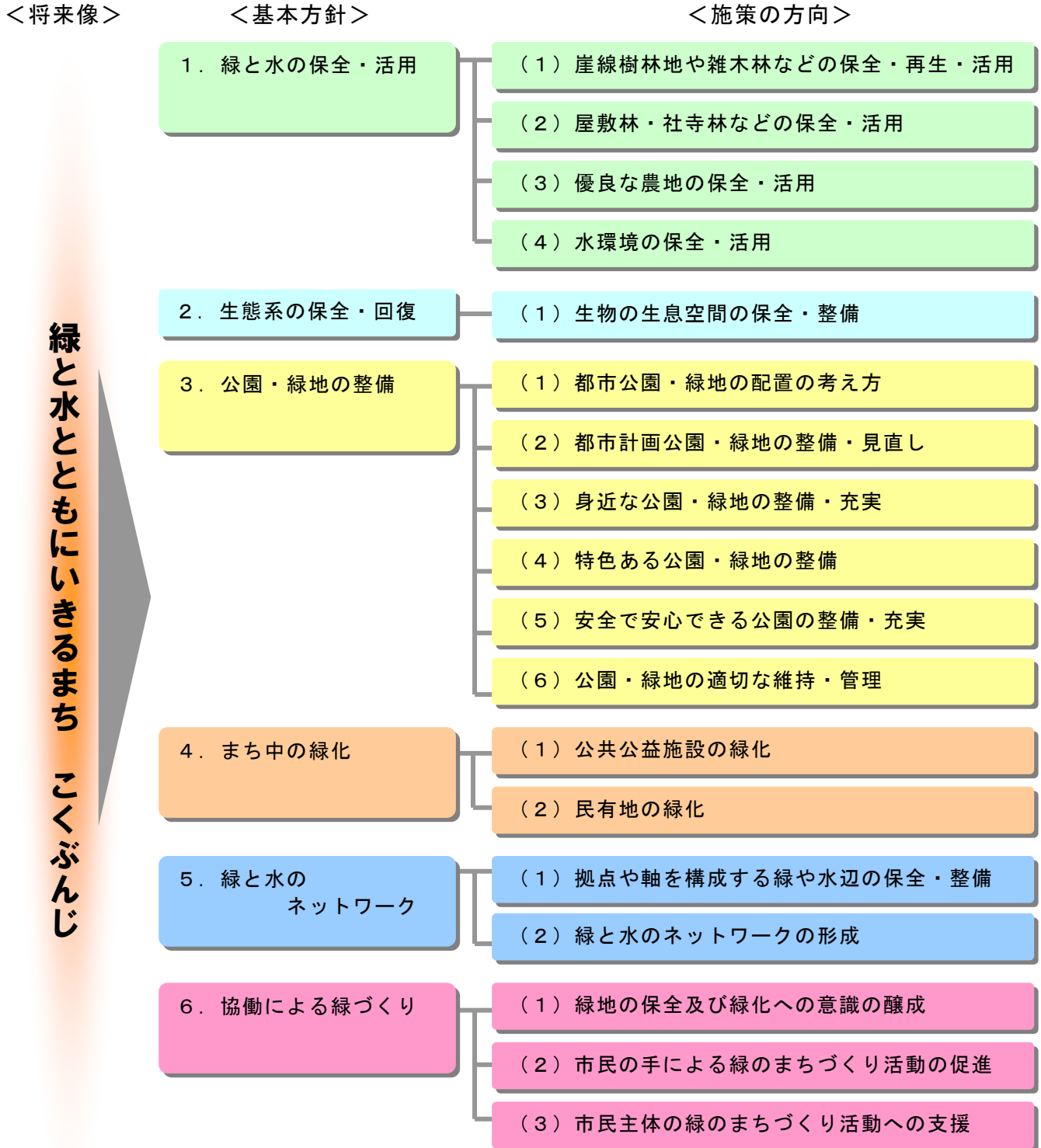
緑地保全及び緑化推進のための施策



1. 施策の体系

計画の基本方針及び緑と水の配置方針を踏まえ、以下に示す緑地保全及び緑化推進のための施策を進めます。

図 5-1 緑地保全及び緑化推進のための施策体系





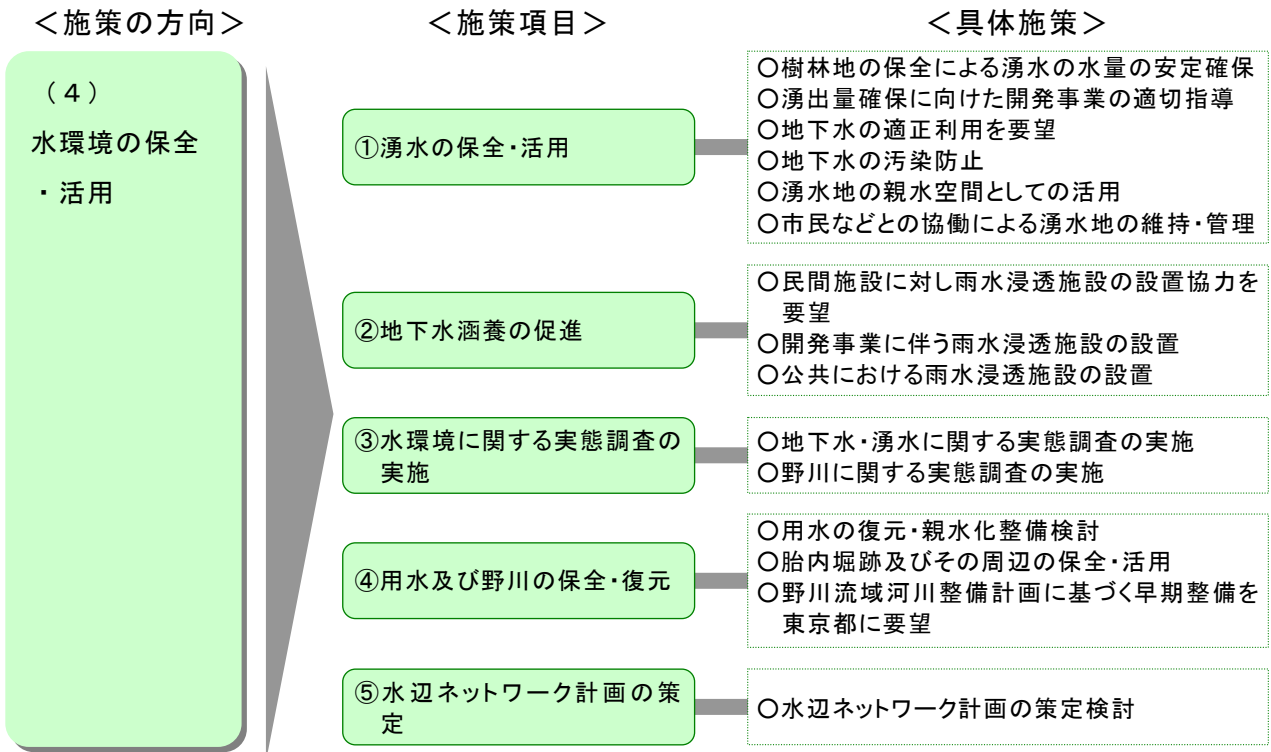
2. 緑と水の保全・活用

国分寺崖線の緑や湧水，農地，雑木林※，屋敷林※など，本市の貴重な緑と水辺を守り，活かし，次世代に引き継いでいくための施策体系は，以下のとおりです。

図 5-2 「緑と水の保全・活用」の施策体系



※印は用語集を参照してください。



(1) 崖線樹林地や雑木林などの保全・再生・活用

崖線樹林地や雑木林[※]などの面的に広がる樹林地は、微気象[※]の調節、水源涵養[※]、うるおいある自然景観の提供、多様な生物の生息・生育地、自然散策や環境教育の場としての活用など、様々な機能を持つ重要な緑であることから、保全・再生し、自然の博物館（エコミュージアム[※]）として活用します。

①重要な樹林地の保全整備計画の策定

- 本市を代表する国分寺崖線の樹林地は、永続的に保全していくため、庁内関係所管や市民と連携して「(仮)国分寺崖線保全・整備計画」の策定に向け検討します。

②緑地保全制度の指定による樹林地の保全

- 「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例[※]（昭和49年2月19日施行）」に基づく保存樹林地[※]については、追加指定します。
- 特に保全が望まれる重要な樹林地については、「緑確保の総合的な方針[※]（平成22年5月 東京都）」の確保水準を踏まえ、都条例による緑地保全地域[※]の指定を東京都に要望するとともに、特別緑地保全地区[※]の指定を検討するなど、樹林地の担保性が高い緑地保全制度の指定により保全します。

③国分寺崖線の樹林地の保全

- 国分寺崖線の樹林地のうち特に保全が求められる区域については、特別緑地保全地区[※]の指定を検討します。なお、特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項については、指定が具現化した際に本基本計画の別冊として定めます。

※印は用語集を参照してください。



- 国分寺崖線の樹林地の保全については、その重要性を市民に広く意識啓発するため、関連自治体と連携し、崖線及び崖線を含む野川周辺を分かりやすく見せるマップを作成します。

④土地所有者の協力による樹林地の保全・活用

- 民有地の樹林地のうち、優れた自然環境を有する樹林地については、土地所有者の同意を得て都市緑地法※に基づく市民緑地※制度の導入を検討します。また、市民緑地の指定が可能となった場合は、身近で自然とふれあい、学ぶことができる場として活用を図ります。

⑤良好な樹林地の公有地化

- 現在、市が借地契約をしている民有地にある樹林地のうち、次世代に引き継いでいくべき良好な樹林地については、その持続性を担保するため、公有地化を進めます。
- 公有地化の推進に向け、各種制度の指定基準を再検討します。
- 市内の樹林地については、市民共有の財産と考え、市民からの寄附や土地の寄贈を受けて、公有地化を進めます。

⑥適切な維持・管理による樹林地の保全・再生

- 市内の雑木林※は、市民や市民活動団体などの協力を得て萌芽更新※などを実施し、樹林地の若返り・再生を図り、豊かな緑を次世代に引き継ぎます。
- 市内の雑木林や国分寺崖線の樹林地については、市民や市民活動団体の協力を得て、適切な維持・管理を実施します。なお、民有地の樹林地については、良好な緑としての環境が保たれるように、土地所有者に適切な維持・管理の協力を依頼します。

(2) 屋敷林・社寺林などの保全・活用

市内に点在する屋敷林※や社寺林※、名木などの樹林・樹木は、防風、生物の生息・生育地、武蔵野の歴史文化を伝える景観の提供など、様々な機能を持つ緑として、また地域のシンボルとなる緑として保全・活用します。

①武蔵野の原風景を構成する屋敷林などの保全

- 五日市街道沿道や西町四・五丁目などに残る屋敷林※については、所有者の同意を得て、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例※（昭和49年2月19日施行）」に基づく保存樹木※・保存樹林地に追加指定し、保全します。
- 保存樹木に指定されている樹木は、所有者に維持・管理のための奨励金を交付しているものの、剪定などの費用負担が大きいことから、枝下ろし補助金※の見直しを検討します。

- 保存樹林地※に指定されている屋敷林※などについては、所有者の維持・管理の作業負担が大きいことから、ボランティアなどの協力を得て、維持・管理作業の負担軽減を図ります。

②本市の歴史・文化を伝える社寺林の保全

- 市内の社寺林※の多くは、都市計画公園・緑地として都市計画決定※されていますが、社寺林の緑を保全する観点から、特別緑地保全地区※などのより緑の保全に適した制度の導入を検討します。

③地域のシンボルとして親しまれている樹木の保全

- 地域のシンボルとして親しまれ、天然記念物や名木などに指定されている樹木は、本市を特徴づける貴重な緑であり、次世代に引き継いでいくべき重要な資源であることから、保存樹木の指定により引き続き保全するとともに、将来的には景観法に基づく景観重要樹木※の指定も視野に入れて検討します。
- 天然記念物や名木などに指定されている樹木については、市内外に広く周知していくため、樹木指定表示板を設置するとともに、土地所有者の同意を得て、パンフレットやホームページなどをとおして広く周知します。
- 天然記念物に指定されている樹木や景観的に重要な樹木などについては、樹勢を維持し、優れた樹形を保つため、樹木医※による診断や補助金の交付などの支援策を検討します。

(3) 優良な農地の保全・活用

市街地に残る生産緑地地区※やその他のまとまった農地は、農産物の生産の場としてだけでなく、景観や環境保全、防災、レクリエーションなどの様々な機能を有する貴重な緑として保全・活用します。

①生産緑地地区の指定による農地の保全

- 生産緑地地区に指定されていない農地については、生産緑地地区への追加指定を促進します。
- 生産緑地地区の買い取りの申出があった場合は、都市公園※等の整備計画を踏まえ、必要に応じて取得を図ります。

②都市農業を支える人材の確保

- 市民農業大学※や援農ボランティア※養成認定・派遣事業を継続して実施し、援農ボランティアや後継者などの都市農業を担う人材を育成します。
- 援農ボランティアについては、組織の規模拡大や人材の能力向上に向けた事業の充実を図り、農家の需要に臨機応変に対応できる援農体制の確立を目指します。



③農業経営環境の向上

- 農業経営環境の安定化に向け、農業体験農園[※]の実施を引き続き支援します。
- 市内で生産された農作物は、学校給食や市内飲食店における地場野菜の利用や、市内の緑化活動における地場の苗木の利用などにより、地産地消[※]を促進し、農業従事者の生産意欲を高めるとともに、市民の市内農業への理解を深め、農業経営の安定化を図ります。

④農地の活用

- 農業への関心の高まりを踏まえ、市民が農業を体験できる場として活用します。
- 学校教育における環境学習の場として、農地を児童生徒の体験農場として活用することについて、農地所有者に協力を依頼します。

(4) 水環境の保全・活用

名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とする野川、砂川用水などの用水などの水辺は、うるおいある都市環境の形成に多大な役割を果たしていることから、保全・活用します。

①湧水の保全・活用

- お鷹の道・真姿の池湧水群や姿見の池、新次郎池に代表される国分寺崖線からの湧水は、水量の安定確保に向けて、湧水の涵養[※]域にある樹林地を保全します。
- 湧水量の確保に向けて、「国分寺市まちづくり条例[※]」に基づき、湧水の涵養域における開発事業の際に適切な指導を実施します。
- 地下水利用者に対しては、地下水を取水する際、湧水への影響を考慮して地下水を適正に利用するよう要望します。
- 湧水の水質の保全に向けて、東京都と連携し、事業活動に起因する地下水の汚染防止を図ります。
- お鷹の道・真姿の池湧水群や姿見の池などの湧水地は、周辺の樹林地を含め一体的な管理を図り、自然とふれあい、学ぶことができる、貴重な親水空間として、活用を図ります。
- 湧水地の維持・管理にあたっては、市民や市民活動団体などに協力を依頼し、湧水地及びその周辺の清掃や保全活動について、協働[※]を進めます。

②地下水涵養の促進

- 住宅などの民間施設に対しては、雨水浸透ますなどの雨水浸透施設[※]の設置協力を要望します。
- 開発事業の実施に際しては、雨水の地下浸透対策として、「国分寺市まちづくり条例[※]」に基づき、雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチなどの設置を義務づけます。

- 公共施設（学校，市役所，公民館，保育所，公園など）については，市民や事業者等による雨水浸透施設※の設置を促進するモデル施設となるよう，雨水浸透ますや雨水浸透トレンチなどの雨水浸透施設の設置を進めます。

③水環境に関する実態調査の実施

- 水環境の保全策を効果的なものとするため，地下水の水位や湧水量，水質に関する調査について，市民などの協力を得て実施し，水環境に関わる基礎的なデータを取得します。
- 元町用水（清水川）及び野川については，水量及び水質の調査を定期的に行います。

④用水及び野川の保全・復元

- 砂川用水や恋ヶ窪用水については，うるおいのある水辺空間の創出に向けて，用水の復元・親水性の向上に配慮した整備を検討します。
- 胎内堀跡※及びその周辺については，貴重な歴史的資源として，保全・活用を進めます。
- 野川は，治水対策のほか，親水空間の創出，景観の調和，多様な生態系の保全を図るため，「野川流域河川整備計画※（東京都）」に基づき，複断面河道※としての早期整備を東京都に要望するとともに，市としても実現に向けた取り組みを進めます。

⑤水辺ネットワーク計画の策定

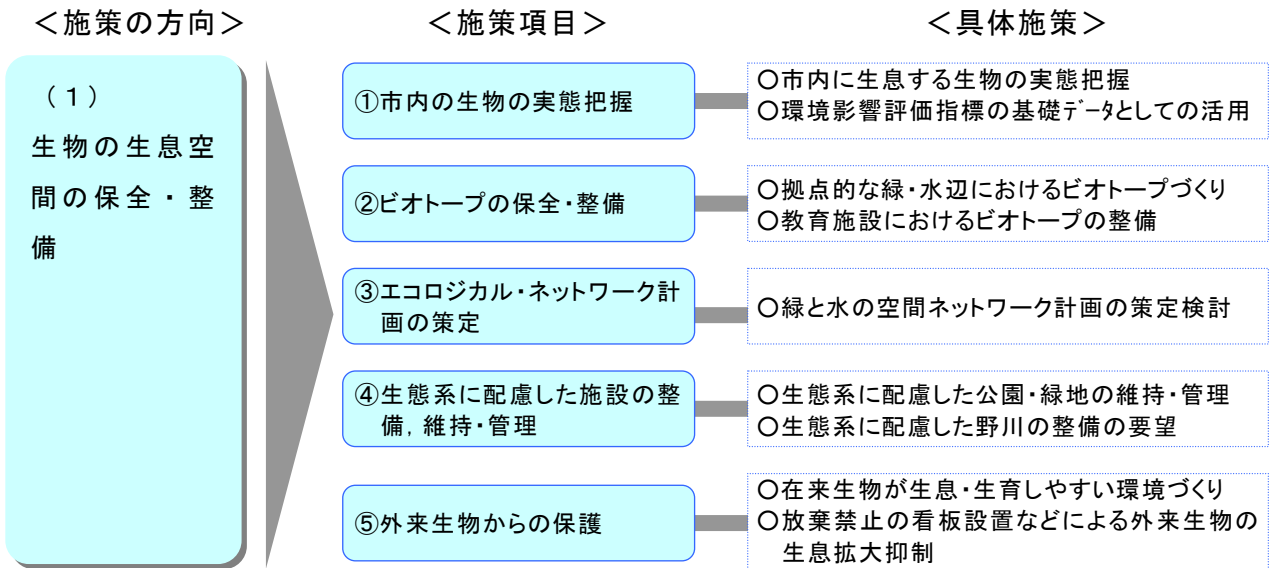
- 湧水地や野川，用水路の保全や活用，水辺周辺の散策路の整備，学校などにおけるビオトープ※の整備などの連携を図るため，水辺ネットワーク計画の策定を検討します。



3. 生態系の保全・回復

生物が生息・生育しやすい環境を保全・回復させるための施策体系は、以下のとおりです。

図 5-3 「生態系の保全・回復」の施策体系



(1) 生物の生息空間の保全・整備

樹林地や草地，農地，用水などの緑や水辺には，様々な生物が生息・生育しています。これらの生物の生息・生育状況は，都市の自然環境の豊かさを表す指標になることから，生物の実態を把握するとともに，生息・生育空間を保全・整備し，生物多様性[※]を確保します。

①市内の生物の実態把握

- 市内に生息する生物については，市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得て，実態の把握を目指します。
- 調査結果については，生態系の豊かさを表す環境影響評価[※]指標の基礎データとして活用します。

②ビオトープの保全・整備

- 緑と水の拠点となる場所については，多様な生物が生息・生育するビオトープ[※]として保全するとともに，市民活動団体などの協力を得ながら，適切な維持・管理の方法を検討します。
- 学校などの教育施設においては，環境学習の場として，様々な生物とのふれあいをおして自然の大切さや多様な生物との共存を学ぶことができる，ビオトープを整備します。

※印は用語集を参照してください。

③エコロジカル・ネットワーク計画の策定

- 多様な生態系の維持には、生息空間を広げることが重要です。このことから、多様な生物が生息するビオトープ※を、樹林地や農地、街路樹や野川など、生物が行き来できる緑と水の空間で結ぶ、「(仮称) 緑と水の空間ネットワーク(回廊)計画」の策定について検討します。

④生態系に配慮した施設の整備, 維持・管理

- 公園・緑地には、多くの生物が生息・生育していることから、植栽や樹林の維持・管理の際には生態系に配慮します。
- 野川については、「野川流域河川整備計画※(東京都)」に基づき、生態系に配慮した河川整備を東京都に要望するとともに、市としても実現に向けた取り組みを進めます。

⑤外来生物からの保護

- 外来生物※の繁殖が既存の生態系に悪影響を与えていることから、在来植物の植栽などにより、在来生物が生息・生育しやすい環境づくりを進めます。
- 既存の生態系に悪影響を及ぼす外来生物については、市内での生息拡大の抑制に向けて、関係機関と連携を図りながら、放棄を禁止する看板の設置などを進めます。

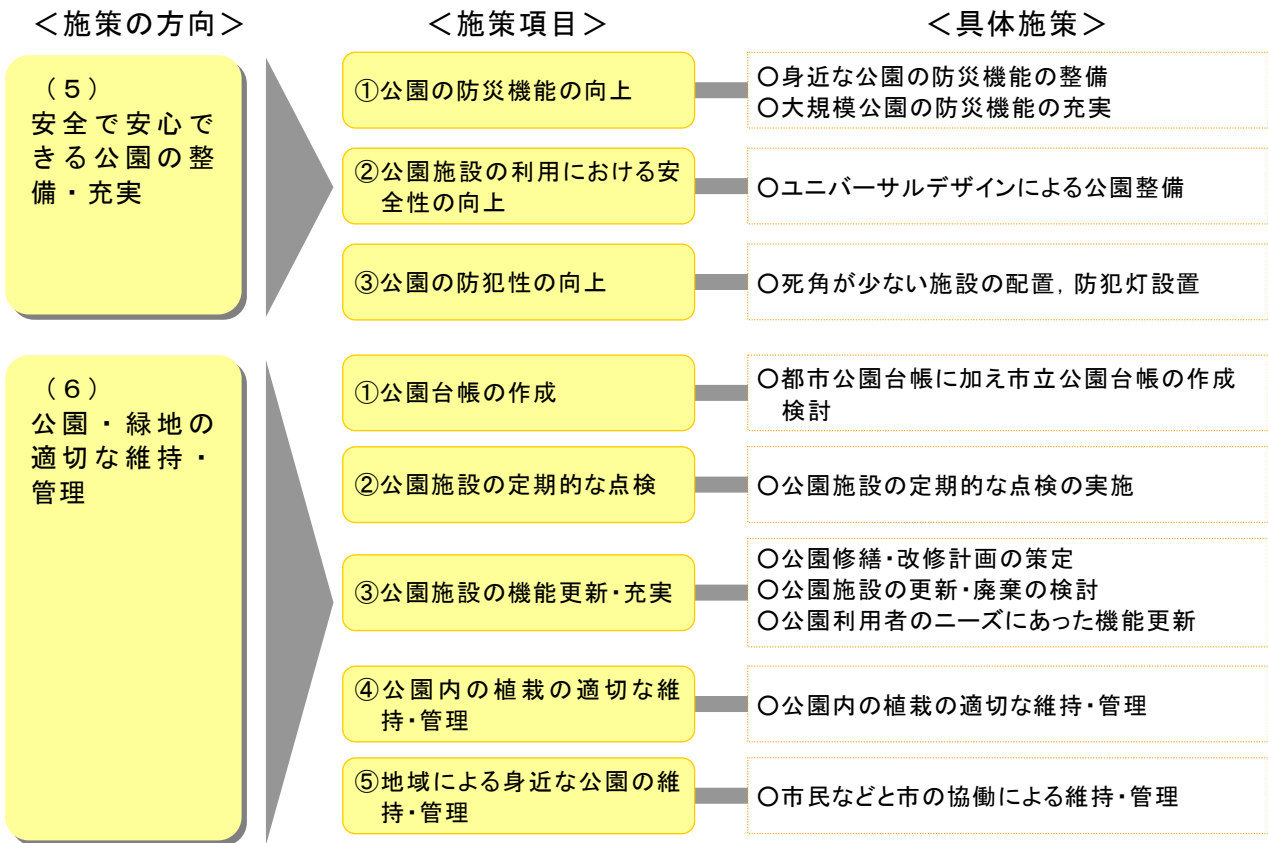


4. 公園・緑地の整備

日々の生活にうるおいと安らぎ，安心を感じることができるよう，市民に親しまれる公園・緑地を整備していくための施策体系は，以下のとおりです。

図 5-4 「公園・緑地の整備」の施策体系





(1) 都市公園・緑地の配置の考え方

都市公園[※]・緑地は、スポーツ・レクリエーション機能や環境保全機能、防災拠点としての機能、やすらぎ空間やコミュニティ形成の場としての機能など、様々な機能を有する施設であることから、市内に計画的に配置します。

① 街区公園の配置の考え方

- 街区公園については、市民誰もが気軽に利用できるように、市内全域が徒歩圏内（概ね 250m）となるように配置します。
- 都市計画決定[※]されている街区公園は、引き続き整備を進めます。
- 街区公園の配置が困難な区域においては、以下の条件で街区公園の機能を確保します。

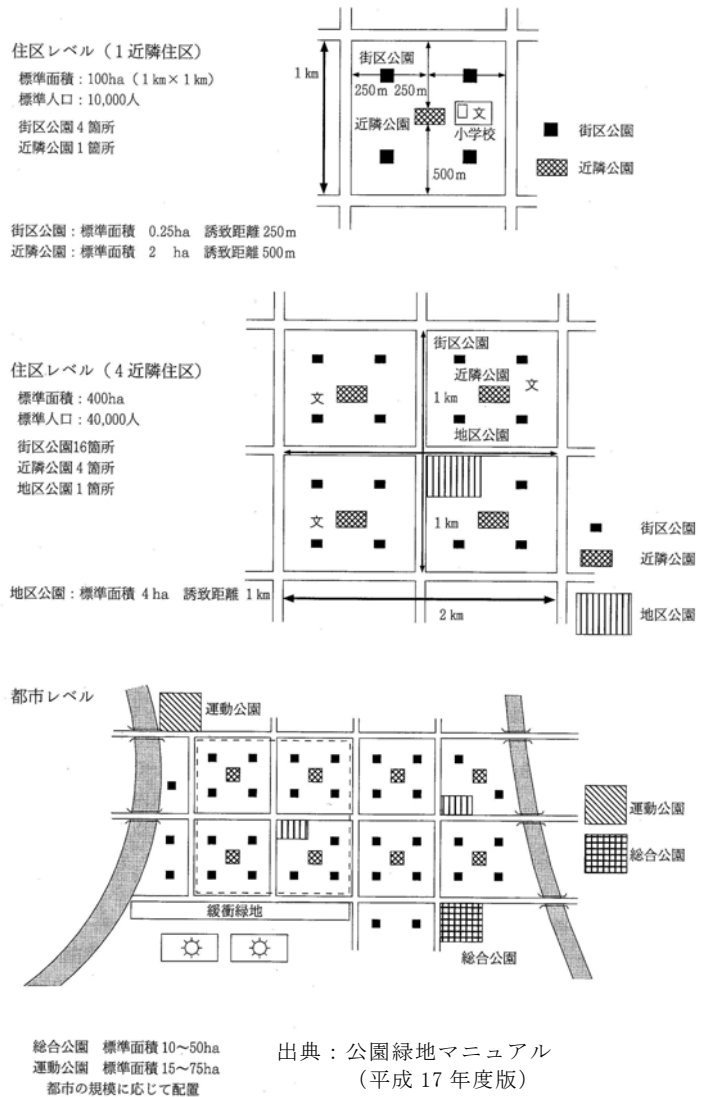
- ・ 近隣公園などのその他の都市公園が整備されている場合は、当面の間、街区公園の代替施設として扱います。
- ・ 規模が比較的大きな条例等による公園がある場合は、将来的な機能拡充を前提として、街区公園の代替施設として扱います。
- ・ 市外であっても、本市に隣接して街区公園が整備されている場合は、街区公園が整備されている区域として扱います。



②近隣公園・地区公園の配置の考え方

- 都市計画決定※されている近隣公園は、引き続き整備を進めます。
- 新たな近隣公園・地区公園の配置にあたっては、公園の空白地帯で優先的に確保します。

図 5-5 公園緑地の配置イメージ



③核となる公園の配置の考え方

- 都立武蔵国分寺公園については、核となる公園としては、機能の維持・向上を東京都に要望します。
- 隣接市に整備されている大規模公園と連携し、機能分担を図ります。

④都市緑地の配置の考え方

- 姿見の池周辺の樹林地などについては、地域特性を踏まえ、都市緑地として配置します。

(2) 都市計画公園・緑地の整備・見直し

整備が長期未着手の都市計画公園・緑地については、「都市計画公園・緑地の整備方針※（平成 18 年 3 月 東京都，特別区，市町）に基づき、計画的に整備を進めます。また、社寺境内地を都市計画公園・緑地として計画決定しているものについては、地域における位置づけなどを考慮した上で、地域制緑地※への指定替えを検討します。

①都市計画公園・緑地の整備

- 都市計画決定された公園・緑地については、引き続き整備を進めます。
- 新たな都市公園※の整備にあたっては、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。

※印は用語集を参照してください。

②都市計画公園・緑地の見直し

- 都市計画決定※された公園・緑地のうち、社寺境内地などに指定され、長期未着手となっている区域については、社寺林※などの保全に向けて、特別緑地保全地区※など、緑地の保全を目的とした制度への位置づけの変更について検討します。

(3) 身近な公園・緑地の整備・充実

身近な公園は、子どもの遊び場や地域住民の憩いの場として重要な役割を担っていることから、地域に親しまれ、誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備を進めます。

①誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備・充実

- 誰もが気軽に利用できる身近な公園を市域全体に確保するため、公園までの距離圏などを考慮しつつ、街区公園や条例などに基づく公園を計画的に整備します。なお、身近な公園の規模は、ボール遊びができるような一定面積以上となるように考慮します。
- 道路の残地や街かどなどを利用し、気軽に休憩できるスペースとしてポケットパーク※を整備します。

②開発行為などによる新たな公園の確保

- 一定面積以上の開発行為などについては、「国分寺市まちづくり条例※」に基づき公園の設置を促進します。

③市民参加による身近な公園づくり

- 新規公園の整備や既存公園の再整備にあたっては、計画段階から地域住民などの参加を促し、地域の意向を踏まえた公園整備を進めます。

(4) 特色ある公園・緑地の整備

多様化する市民要望や生活形態に対応していくため、農業を体験できる農業公園や歴史・文化を伝える史跡公園、自然とふれあえる緑地など、エコミュージアム※としての活用を視野に入れ、特色ある公園・緑地の整備を進めます。

①農業公園の整備

- 市民に農業を体験する機会を提供し、都市農業への理解を深めていくため、農業体験ができる「農業公園」の整備の具体化に向けて検討します。
- 農業公園は、買い取りの申出があった規模の大きな農地を取得して整備することとし、農業従事者の協力を得て、運営します。



②社寺境内地と一体となった公園の整備

- 都市計画公園に指定されている社寺境内地については、地域での公園の必要性などを踏まえ、公園化のための整備を進めます。また、公園区域の拡張についても必要に応じて検討します。なお、社寺林[※]の保存が望まれる場合には、都市計画決定[※]を見直し、保全に向けた制度の適用も検討します。

③史跡指定地の公園化

- 史跡武蔵国分寺跡周辺については、本市の歴史・文化を伝える重要な歴史資源であることから、史跡指定地の公有地化と公園整備を引き続き進めます。
- 史跡などの歴史環境と湧水や崖線などの自然環境を一体的に保全するため、必要に応じて隣接地についても公有地化を図ります。

④雑木林の緑地指定

- 雑木林[※]は、武蔵野の面影を偲ばせる貴重な景観資源であり、身近に自然とふれあえる空間であることから、緑地としての持続性を担保するため、都市計画緑地の指定を検討します。

(5) 安全で安心できる公園の整備・充実

公園は、災害時の避難・救護活動の場所となるほか、延焼遮断帯としての役割を持っており、市民生活の安全性を高めることから、整備及び防災機能の強化を図ります。また、公園は、誰もが安心して利用できる空間となるように整備・改善を図ります。

①公園の防災機能の向上

- 身近な公園については、災害時の一時的な避難場所として、延焼防止や輻射熱の遮断に有効な樹木による外縁部の緑化や、防災備蓄倉庫、災害用トイレ、防火水槽の設置などの整備を図ります。
- 窪東公園やけやき公園などの規模の大きな公園については、災害時の広域避難場所や緊急避難場所としての機能の充実を図ります。

②公園施設の利用における安全性の向上

- 公園は、誰にとっても安全で使いやすい空間とするため、ユニバーサルデザイン[※]の考え方に基づいた公園整備を進めます。

③公園の防犯性の向上

- 公園は、誰もが安心して利用できる空間とするため、死角を少なくする公園施設の配置や植栽、防犯灯の設置などを進めます。

(6) 公園・緑地の適切な維持・管理

整備済みの公園・緑地については、末永く市民に親しまれる空間となるように、適切な維持・管理や、計画的な改修を図ります。

①公園台帳の作成

- 公園内の施設の配置状況や遊具の導入時期、点検・修繕履歴などを管理する公園台帳については、既に作成している都市公園に加え、市立公園についても作成することを検討します。

②公園施設の定期的な点検

- 公園内の施設については、誰もが安全に安心して利用できるように、定期的な点検を実施します。

③公園施設の機能更新・充実

- 公園施設の機能を計画的に更新・充実させるため、公園修繕・改修計画を策定します。
- 定期的な点検の結果、問題が確認された施設や、利用頻度が低い施設については、維持・管理コストなどを考慮した上で、公園修繕・改修計画に基づき施設の更新・廃棄を検討します。
- 既存の公園の機能更新・充実にあたっては、少子高齢化の進行や多様化する公園利用者のニーズの変化などを踏まえ、健康づくりの場として、また、子どもたちがのびのびと遊ぶことができる場となるように配慮します。

④公園内の植栽の適切な維持・管理

- 公園内の植栽については、安全で良好な公園環境、樹木の良好な生育環境を維持していくため、病虫害木の処置や植え替え、伐採、剪定などを必要に応じて実施します。

⑤地域による身近な公園の維持・管理

- 地域の小規模な公園や広場は、周辺地域の市民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、緑化や清掃などの管理の一部について、市民などと市が協働[※]で維持・管理を実施します。

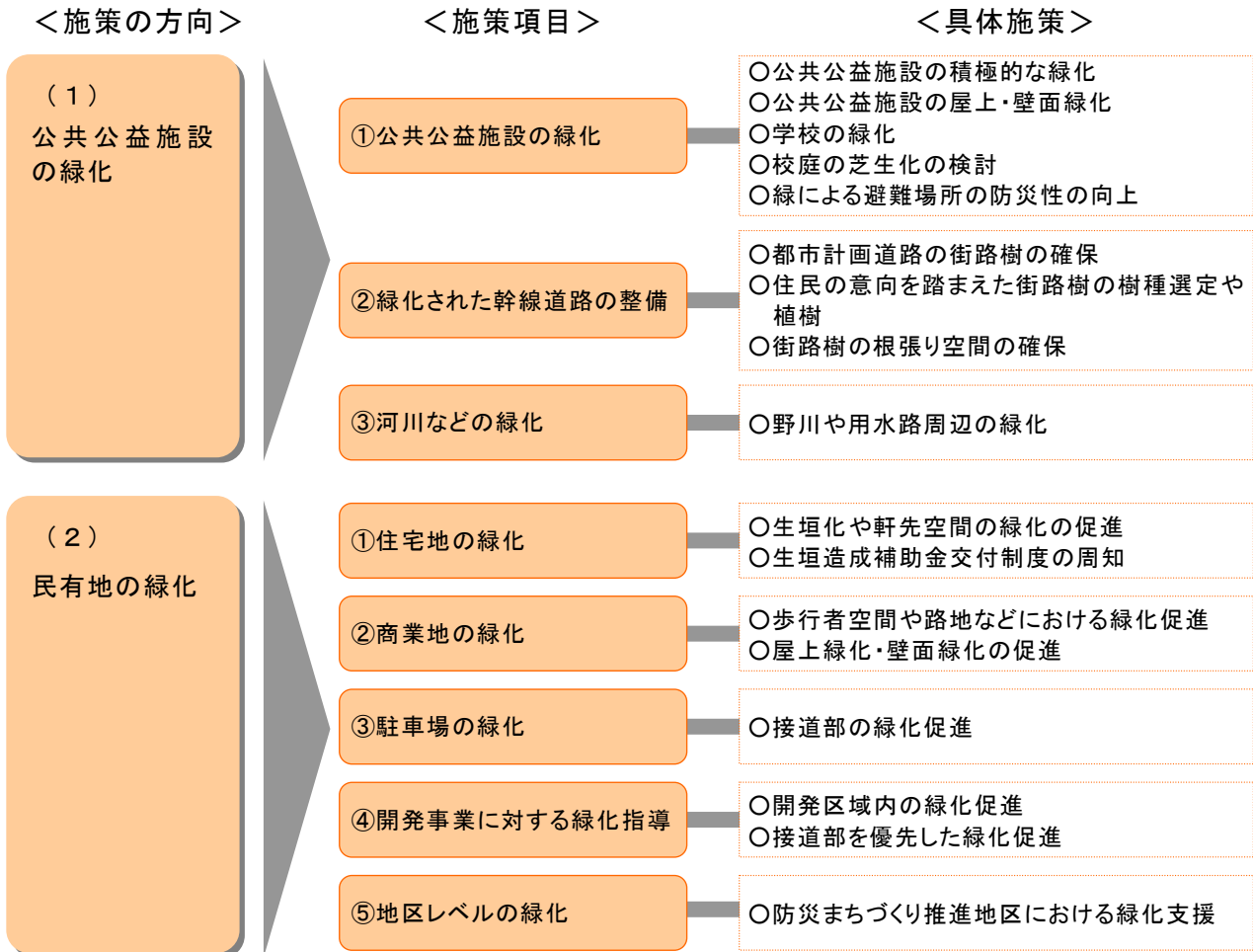
※印は用語集を参照してください。



5. まち中の緑化

緑の豊かさを実感できるまちの実現に向けて、市民と共にまち中の緑を守り、増やしていくための施策体系は、以下のとおりです。

図 5-6 「まち中の緑化」の施策体系



(1) 公共公益施設の緑化

公共公益施設は、多くの市民が利用しているだけでなく、地域のランドマーク※としての役割も担っていることから、積極的に緑化を図ります。

①公共公益施設の緑化

- 多くの市民が集まる学校や市役所、公民館などの公共公益施設については、市民の緑化活動のモデルとして、シンボルとなるような樹木の植栽や、可能な場所での積極的な緑化を図ります。
- 公共公益施設の屋上緑化※や壁面緑化を推進し、その緑化方法・コスト・効果などを市民や事業者へ公開することで、その普及を図ります。
- 学校においては、環境学習の場となるビオトープ※の設置を検討するほか、児童生徒と地域住民が主体となり、緑化コーナーを設置するなど校内の緑化を進め、緑化教育に役立てます。
- 学校の校庭については、砂塵飛散防止や微気象※の調節、環境学習の場としての機能を確保するため、校庭の芝生化を検討します。
- 学校などの災害時の避難場所となる公共公益施設については、防火性の高い樹種による植栽帯の設置など、防災性の向上を図ります。

②緑化された幹線道路の整備

- 都市計画道路などの幹線道路については、延焼遮断機能や都市景観の向上を図るため、街路樹の確保を図ります。
- 街路樹の樹種選定や植樹方法などについては、住民の意向を踏まえます。
- 都市計画道路などの街路樹は、成長にともない歩道部を損傷する可能性があることから、健全に成長できる環境の形成に向けて、根を張りやすい空間の確保を目指します。

③河川などの緑化

- 野川や用水路の水辺は、うるおいある景観の形成に果たす役割が大きいことから、東京都との調整を図りながら、緑化を進めます。



(2) 民有地の緑化

緑豊かなまちの実現には、民有地における緑の創出が重要であることから、開発時の緑化指導や市民による緑化活動への支援により、緑化に対する市民意識の高揚を図ります。

①住宅地の緑化

- 住宅地では、生垣などによる連続した緑や軒先空間を利用した花壇・プランターの設置などの促進により、良好な景観形成と防災性の向上を図ります。
- 生垣設置を補助する「生垣造成補助金交付制度」については、広報やホームページなどをとおして市民に広く周知し、接道部分の生垣化を促進します。

②商業地の緑化

- 国分寺駅周辺などの商業地については、本市の顔となる地区としての魅力を向上させるため、事業者等の協力を得て、花壇・プランターなどの設置による店先や歩行者空間、路地における緑化を促進します。
- ヒートアイランド現象※の緩和に向けて、屋上緑化※や壁面緑化を促進します。

③駐車場の緑化

- 一定規模以上の屋外駐車場については、「国分寺市まちづくり条例※」の緑化基準に基づき、引き続き緑化を促進します。

④開発事業に対する緑化指導

- 一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」の緑化基準に基づき、開発区域内の緑化を促進します。
- 緑化する位置については、緑豊かな市街地景観の形成の観点から、接道部で優先的に確保するように事業者へ依頼します。

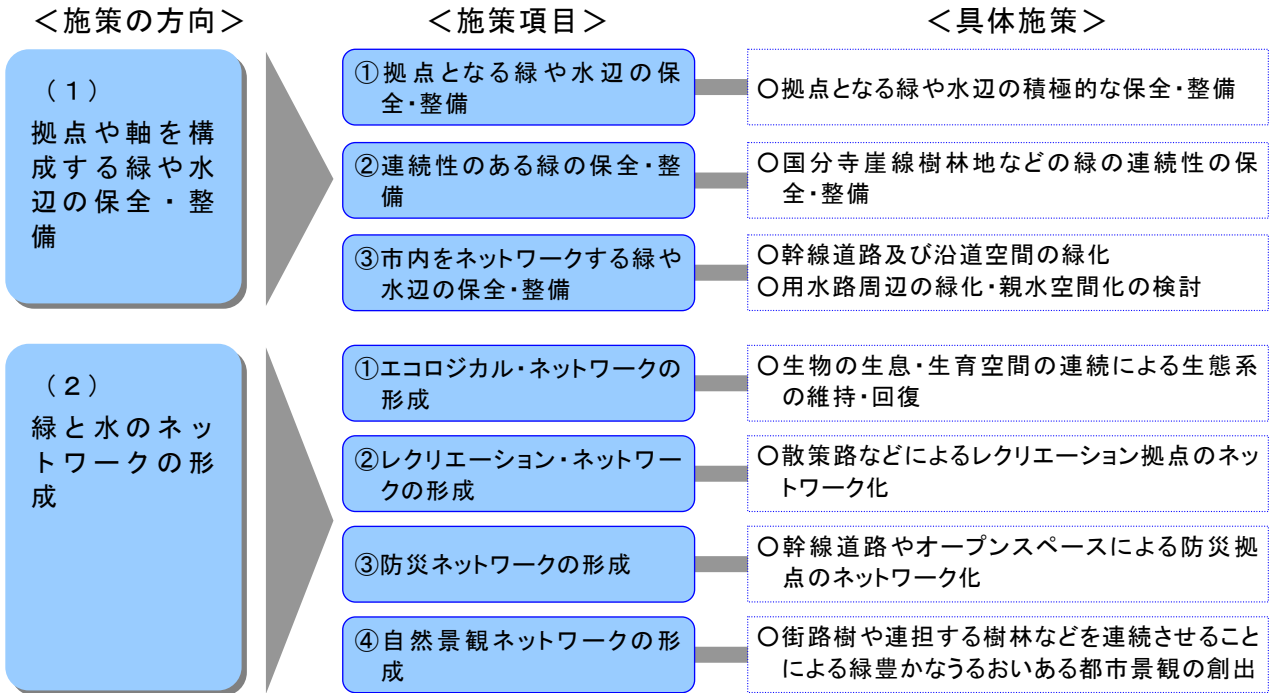
⑤地区レベルの緑化

- 「防災まちづくり推進地区※」として協定を締結している地区については、地区の安全性を高めるため、地区主体の緑化を支援します。

6. 緑と水のネットワーク

緑と水辺が持つ機能を高めるため、緑と水のネットワークの形成に向けた施策体系は、以下のとおりです。

図 5-7 「まち中の緑化」の施策体系



(1) 拠点や軸を構成する緑や水辺の保全・整備

緑と水のネットワークの形成に向けて、ネットワークを構成する拠点や軸の考え方を示します。

① 拠点となる緑や水辺の保全・整備

- 本市の魅力を高める重要な拠点である都立武蔵国分寺公園や日立製作所中央研究所内の樹林地、お鷹の道・真姿の池湧水群、西恋ヶ窪緑地などの緑や水辺については、エコミュージアム[※]の拠点として、より積極的に保全・整備・維持・管理を図ります。

② 連続性のある緑の保全・整備

- 国分寺崖線の樹林地や、国 3・2・8 号線の環境施設帯[※]、五日市街道の屋敷林[※]、野川など、連続性のある緑は、緑の連なりが担保されるよう、より積極的に保全・整備します。

※印は用語集を参照してください。



③市内をネットワークする緑や水辺の保全・整備

- 都市計画道路などの幹線道路については、高木と低木による街路樹の植栽，沿道空間の緑化により，広がりのある緑やオープンスペース※を確保します。
- 用水路については，周辺の緑化や親水空間としての整備を検討します。

(2) 緑と水のネットワークの形成

生態系の視点，レクリエーションの視点，防災の視点，景観の視点を踏まえ，緑と水の拠点及び軸によりネットワークを形成します。

①エコロジカル・ネットワークの形成

- 国分寺崖線の樹林地や西恋ヶ窪緑地などの雑木林※，屋敷林※・社寺林※，農地，公共公益施設などの緑，湧水などの水辺，街路樹など，生物の生息・生育空間を連続させることで，都市の生態系の維持・回復を図る，エコロジカル・ネットワークを形成します。
- エコロジカル・ネットワークの形成に向けては，次のことに配慮します。

- ・生物の生息地として重要な緑地の選定，生態系に配慮した保全
- ・樹林地や農地，水辺などの自然的空間による，生物の生息・生育空間の連続性の確保
- ・公共公益施設などでのビオトープ※の設置，生態系に配慮した緑化
- ・街路樹の植栽による幹線道路の緑化
- ・多自然型工法※による河川整備
- ・在来生物に配慮した緑の維持・創出

②レクリエーション・ネットワークの形成

- 都立武蔵国分寺公園や殿ヶ谷戸公園などの近隣公園，各街区公園，西恋ヶ窪緑地などの都市緑地など，レクリエーションの拠点となる施設については，「こくぶんじ恋のみち」や「歴史と文化の散歩道」などの散策路，国3・2・8号線の環境施設帯※などで結ぶことで，レクリエーション機能を高める，レクリエーション・ネットワークを形成します。
- レクリエーション・ネットワークの形成に向けて，次のことに配慮します。

- ・「こくぶんじ恋のみち」「歴史と文化の散歩道」などの散策路の整備・充実
- ・街区公園や条例などによる公園を散策路や歩道のある道路で結び，一体的な利用によるレクリエーション機能の強化
- ・市内散策マップの作成

③防災ネットワークの形成

- 規模の大きな公園や学校については、災害時に避難場所・救護活動の拠点となる施設として、延焼遮断帯や避難路・緊急輸送路となる幹線道路や、連担した農地などのオープンスペース※で結ぶことで、都市の安全性を高める、防災ネットワークを形成します。
- 防災ネットワークの形成に向けては、次のことに配慮します。

- ・ 一時的な避難場所、延焼遮断帯としての農地や樹林地の保全
- ・ 幹線道路における防火性・耐火性の高い街路樹の整備
- ・ 幹線道路沿道でのオープンスペースの確保、沿道施設の緑化促進
- ・ 避難路沿道の生垣化の促進
- ・ 都市公園※における防災機能の強化

④自然景観ネットワークの形成

- 連担した樹林地や農地、街路樹や沿道の屋敷林※により緑に包まれた道路、野川・用水路などを連続させることで、緑豊かなうらおいある都市景観を創出する、自然景観ネットワークを形成します。
- 自然景観ネットワークの形成に向けては、次のことに配慮します。

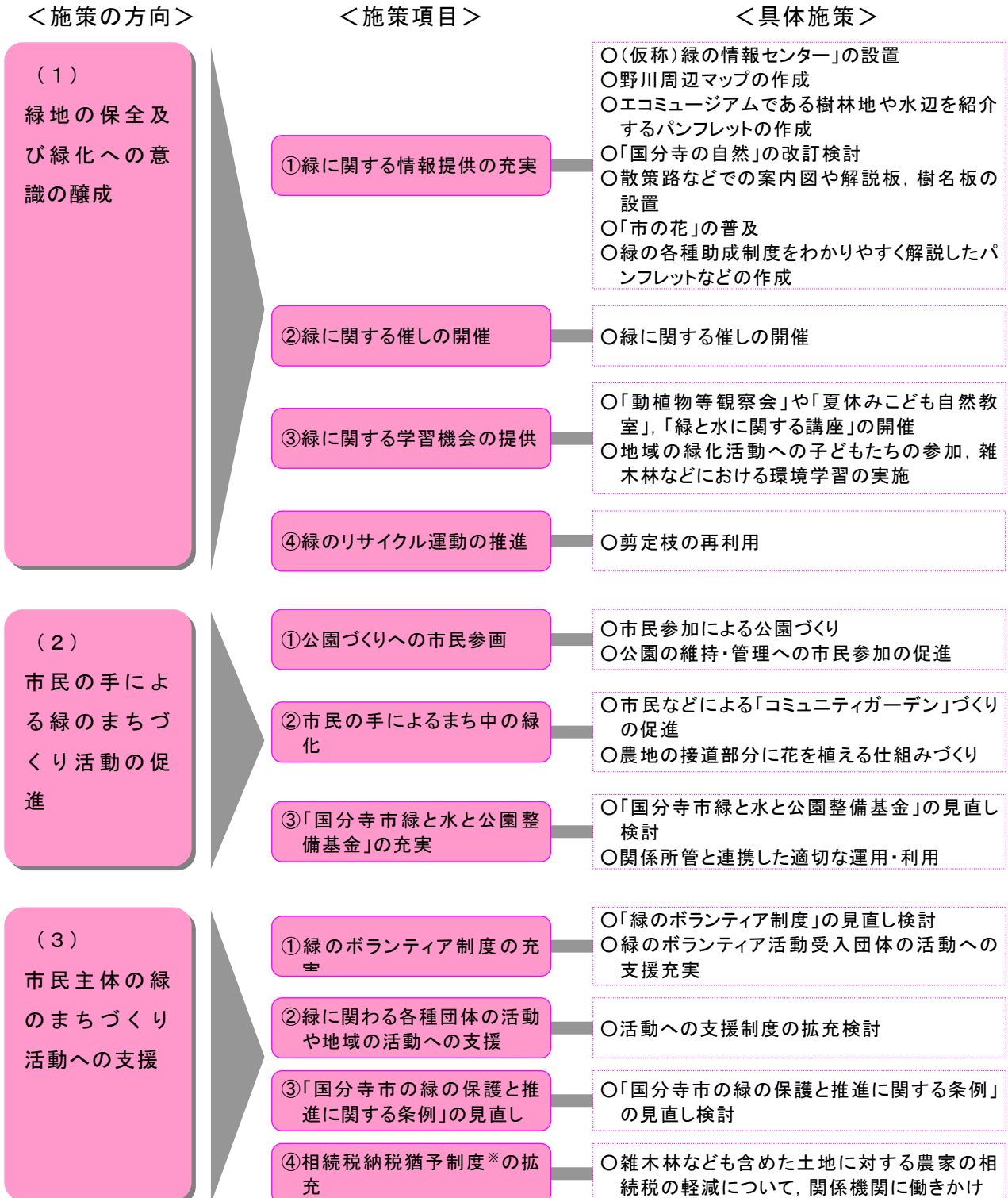
- ・ 国分寺崖線の樹林地の保全
- ・ まとまった農地と雑木林※の保全
- ・ 幹線道路への街路樹の植栽、沿道の緑化
- ・ 生垣やプランター、庭木などによる緑豊かな住宅地の形成
- ・ 公共施設や集合住宅などの大規模な敷地における外周部の高木植栽
- ・ 野川や用水路周辺の緑化



7. 協働による緑づくり

市民や事業者等と市が役割分担のもと、協働^{*}で緑と水を守り、つくり、育てていくための施策体系は、以下のとおりです。

図 5-8 「協働による緑づくり」の施策体系



^{*}印は用語集を参照してください。

(1) 緑地の保全及び緑化への意識の醸成

市民による緑化活動の促進に向けて、緑に関わる情報提供やイベントの開催、学習機会の提供、緑のリサイクル運動の推進などにより、緑地の保全及び緑化への意識の醸成を図ります。

① 緑に関する情報提供の充実

- 緑と水に関わる情報を集積・管理し、市民に情報を広く提供していくため、その拠点となる「(仮称) 緑の情報センター」を設置します。
- 国分寺崖線を含む野川周辺マップについて、市民の意見を取り入れながら作成します。
- 市内のエコミュージアム[※]である樹林地や水辺などを紹介するパンフレットについて、市民活動団体などの協力を得ながら作成します。
- 本市に生息する動植物を紹介する「国分寺の自然」について、市民活動団体などの協力を得ながら改訂することを検討します。
- 本市の緑と水の資源や散策路について、市民活動団体などの協力を得ながら、来訪者がわかりやすい案内図や解説板、樹名板を設置します。
- 市の花(さつき)については、市民や事業者等の認知度が低いことから、ホームページや各種イベントなどをおして、普及を図ります。
- 緑に関わる各種助成制度の活用を促進するため、制度をわかりやすく解説したパンフレットなどを作成し、広報やホームページなどをおして周知します。

② 緑に関する催しの開催

- 緑に関する催しの開催をおして、緑地の保全及び緑化への市民意識の醸成を図ります。

③ 緑に関する学習機会の提供

- 「動植物等観察会」や「夏休みこども自然教室」、「緑と水に関する講座」の開催をおして、自然環境に対する市民意識の醸成を図ります。
- 学校教育と地域が連携し、地域の緑化活動への参加や、雑木林[※]などにおける自然とのふれあいなどの環境学習をおして、子どもたちが自然に興味・関心を持つ機会を増やします。

④ 緑のリサイクル運動の推進

- 緑地・樹林地などの樹木から発生する剪定枝の再利用を図ります。



(2) 市民の手による緑のまちづくり活動の促進

緑に対して市民がより親しみや関心が持てるよう、公園づくりへの市民参画やまち中の緑化、基金など、市民の手による緑のまちづくり活動を促進します。

①公園づくりへの市民参画

- 公園の整備にあたっては、計画段階から市民参加を促し、地域住民の要望や提案を取り入れた公園づくりを進めます。
- 公園の維持・管理への市民参加を促進します。

②市民の手によるまち中の緑化

- 緑豊かな街なみの形成に向けて、地域住民や市民活動団体が道路や公園などの公共施設の片隅、遊休公有地などに花や草木を植えて維持・管理する、「コミュニティガーデン」づくりを促進します。
- 花で飾られた美しい道路空間を創出するため、農地の接道部分に花を植える仕組みをつくります。

③「国分寺市緑と水と公園整備基金[※]」の充実

- 緑地や湧水などの保全、公園の整備にあたり、寄付などによる基金の拡大を図るため、制度の見直しを検討します。
- 基金については、関係所管と連携し、引き続き適切な運用と利用を図ります。

(3) 市民主体の緑のまちづくり活動への支援

市民が主体となって緑のまちづくり活動を行えるように、緑のボランティア制度の充実や各種団体の活動支援などをします。

①緑のボランティア制度の充実

- 「緑のボランティア制度」については、市民がより気軽にボランティア活動に参加できるように制度の見直しを検討します。
- また、緑のボランティア活動受入団体に対し、活動の支援（専門家の派遣、情報提供など）を充実します。

②緑に関わる各種団体の活動や地域の活動への支援

- 緑地の保全及び緑化には、緑に関わる各種団体の活動や地域の活動が重要であることから、これらの活動に対する支援制度の拡充を検討します。

③「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」の見直し

- 「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例[※]」については、社会情勢などの変化を踏まえ、関連条例などとあわせて見直しを検討します。

④相続税納税猶予制度の拡充

- 農家が所有する土地には、農地のほかに屋敷林[※]や雑木林[※]など多くの緑が含まれていることから、農家の相続税納税猶予制度[※]の拡充を、国などの関係機関に要望します。